

別添

身体検査の受診について

身体検査は、佐賀県警察官採用試験の第2次試験の中で試験科目の一つとなっていますので、下記事項に留意され、別様式の「身体検査票」により受診してください。

なお、「身体検査票」の提出がない場合や下記に従って受診されていない場合は失格となる場合があります。

1 受診方法

(1) 身体検査票

必ず、「身体検査票」の全項目が受診できる医療機関等で受診してください。

医療機関等によっては、受診日及び受診時間帯を指定している場合がありますので、受診条件を確認したうえで、速やかに申し込んでください。

※ 2週間以上の日数を要する場合がありますので、早めに受診してください。

なお、受診の前に「身体検査票」を印字、記載した上で顔写真を貼付し、「身体検査票」「身体検査についてのお願い」を受診機関に提出してください。

〔要精密検査等と診断された場合〕

身体検査の結果、精密検査又は再検査が必要と診断された場合は、受診機関の医師の指示に従い精密検査又は再検査を受け、その結果も併せて提出してください。

(2) かかりつけ医による所見

現在治療中の持病があり、かかりつけの病院以外の病院で身体検査を行う場合、（かかりつけ医による所見）についても提出をしてください。

その際、かかりつけの病院において、かかりつけ医から別紙（かかりつけ医による所見）を記載してもらい、身体検査票と併せて提出してください。

※ かかりつけの病院で身体検査が可能な場合は同じ病院で身体検査を受けてください。

治療中の持病がない場合は、身体検査票のみ提出してください。

2 受診時期

「身体検査票」の全ての項目及び「別紙（かかりつけ医による所見）」については、第1次試験合格発表日以降に検査したものを提出してください。

なお、検査項目の一部については、検査結果が出るまで1週間以上の日数を要する場合がありますので、早めに受診してください。

3 検査料

各自で御負担ください（精密検査等を含む）。

4 提出方法

医師から受け取った「身体検査票」及び「別紙（かかりつけ医による所見）」は佐賀県警察本部警務部人材育成課採用係に提出してください。（提出方法は下記参照）。

なお、医師の指示により精密検査又は再検査を受けた場合も、「身体検査票」の入った封書と併せて佐賀県警察本部警務部人材育成課採用係に提出してください。

提出期限は、9月4日（金）17時までです。

期限までに郵送（必着）又は持参してください。

〔提出期限に間に合わない場合〕

医療機関等の都合や精密検査等により9月4日までに提出ができない場合は、事前に佐賀県警察本部警務部人材育成課採用係に連絡（電話）してください。

（TEL：0952-24-1111）